

〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

当事者 買主A、売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本（以下「本件ワイン」という。）

代 金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。
3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。
4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、Aはこれを拒絶した。

〔設問 1〕

Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実（続き）】

5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品を取り出してレストラン等に配送していた。
6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000

万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のような合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。

- ① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。
- ② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡することができる。
- ③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡担保の目的となる。

7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ダース（以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のような条項が含まれていた。

- ① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。
- ② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。
- ③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。

8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備されていると主張されているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

〔設問2〕

- (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、【事実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。
- (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の③の主張に留意しつつ論じなさい。



表

Bゼミ

試験科目	受験番号			フリガナ	
民法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 永井努
質問：yongjingsutomu@gmail.com
2025.5.7実施 Bゼミ 民法

民法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

民法

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 永井努

質問：yongjingsutomu@gmail.com

2025.5.7実施 Bゼミ 民法

民法

民法

令和3年 民法

1 本件ワイン売買契約(555条)

(1) Aは、Bに対して、本件ワインの引渡債務の全部の履行が不能であるとして542条1項1号に基づき本件契約の解除を主張することが考えられる。(545条1項)

(2) Bは、本件ワインは滅失したわけではない以上、本件ワインの引渡債務が履行不能には当たらないと反論することが考えられる。

ア 債務が履行不能か否かは「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断すべきである(412条の2第1項)。

イ 本件では、Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社であり、高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、Bと協議を重ねた上契約した。そのため、当事者の認識ではワインは飲食用だったと考えられる。

ウ したがって、本件のように、ワインが飲食用に適しない程度に劣化した場合には、たとえそれ以外の目的として使用できるようになったとしても、当事者間の目的は達成できないといえる。また、本件ワインと制限酒類債権であるので同種同等のワインは他に存在しない。

そのため、「契約」が「取引上の社会通念に照らして」不能になったといえる。

(4) したがって、本件契約の解除が認められ、Aは、解除の意思表示をしていることからAの主張が認められる。

2 本件賃貸借契約(601条、以下「本件契約」という。)

(1) Aは、Bに対して、本件契約も542条1項1号に基づき解除できる旨主張することが考えられる。

(2) これに対し、Bは、冷蔵倉庫甲は、修理が完了し、空調機能は復旧しており、その使用には何らの支障がなくなっているため、貸す債務は可能であることから本件賃貸借解除はできない旨反論する(601)。そこで、貸す債務は可能である者の、履行不能といえるか。

ア そもそも、当事者間で複数の契約を締結した場合には、契約の相対効の原則から、各契約は本来別個の契約であるから一方の契約の不履行を理由として他方の契約の解除はできないのが原則である。もっとも、①両契約が相互に密接に関連しており②一方の契約のみでは契約の目的が全体として達成できない場合には、一方の契約上の不履行を理由に、他方の契約の解除が認められると解する。

イ 本件賃貸借契約は、本件売買で購入した本件ワインの保管に適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所としてBの所有する冷蔵倉庫甲を借りたものであった。そして、そのことをAはBに伝えており、当事者間の認識としても、本件ワインの保存場所という認識であった。そうだとすれば、売買契約が履行される事が賃貸借契約の前提とな

り、両契約は相互に密接に関連しているといえる。そして、賃貸借契約では、当面の間の保存場所として借りたのであるから、本件ワインを保存できない場合には、契約の目的全体の目的が達成できない。そのため、②も認めれる。

(3) したがって、売買契約が履行不能により解除されたことを理由に、賃貸借契約も履行不能としても 542 条 1 項 1 号に基づき解除でき、A は、その意思表示を行えば解除が認められる。

第 2 設問 2 (1)

1 C が本件譲渡担保契約の有効性について

(1) 集合譲渡担保契約は、一物一権主義の観点からその有効性が問題となるが、集合物譲渡担保は、必要性、公示の点から問題ないため有効であると解すべきである。具体的には、集合物の範囲が種類場所量等の範囲が指定する形で特定されている場合には、有効であると解する。

(2) 本件では、目的物は、倉庫丙内にある全ての酒類(アルコール分 1 パーセント以上の飲料をいう。)を目的物としている。そのため、場所種類量の範囲が指定する形で特定されているといえる

そこで、本件譲渡担保契約は有効である。

(3) 次に、対抗要件が具備されているといえるか。

ア 対抗要件を逐一具備しなければならないとするとあまりにも煩雑になる。そのため、対抗要件は占有改定(183条)により、集合物について対抗要件が具備され集合物としての同一性が損われない限り、新たにその構成部分となった動産についても対抗要件が備えられる。

イ 本件では、令和 3 年 10 月 20 日、D は、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。そのため、C は、ウイスキーについて占有改定により対抗要件(178条)を備えている。

ウ したがって、C は第三者に対して譲渡担保の有効性を主張することができる。

第 3 設問 2 (2)

1 D が C に対して本件ウイスキーの所有権を主張することができるか。この請求の根拠は、所有権に基づくものであることから D に本件ウイスキーの所有権が帰属している必要がある。もっとも、本件ウイスキー契約には、本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、D から A に移転するとの条項が存在し、いわゆる所有権留保特約が存在する。そのため、所有権留保と譲渡担保はどちらが優先するか。

- (1) そもそも、所有権留保は、法形式を重視すべきであるから、代金完済を停止条件とする停止条件的所有権の移転であると解する。したがって、即時取得なされた場合以外は、停止条件が満たされない限り所有権を取得できないと解する。。
- (2) 本件では、令和3年11月10日に、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかったことから停止条件は成就していない。そのため、本件ウイスキーの所有権は、Dに帰属する。そして、即時取得（192条）の趣旨は、占有の外観を信頼して取引に入った者を保護する制度であることから占有改定で「占有を始めた」とは言えない。そのため、Cは本件ウイスキーを占有改定によって占有しているもの即時取得は、成立せず、本件ウイスキーの所有権はDに認められる。
- (3) したがって、Dに所有権が認められ、それをCに対して本件ウイスキーの所有権を主張することができる。

[民 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

当事者 買主A、売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本（以下「本件ワイン」という。）

代 金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。

3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。

4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、Aはこれを拒絶した。

〔設問1〕 Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実（続き）】

5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品を取り出してレストラン等に配送していた。

6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のような合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。

① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。

② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡することができる。

③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡担保の目的となる。

7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ケース（以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のような条項が含まれていた。

① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。

② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。

③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。

8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備されていると主張されているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

〔設問 2〕

(1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、

【事実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。

(2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の

③の主張に留意しつつ論じなさい。

(出題の趣旨)

設問1は、制限種類債権の全部が履行不能になったと評価できる事例を題材として、その目的が相互に密接に関連付けられている2個の契約の一方の債務不履行を理由として他方を解除することができるかを問う問題である。どのような場合に履行不能と評価されるかという問題を通して、債権法の基本的な理解を問うとともに、複合的契約の債務不履行と解除という応用的な事例について、論理的な思考力及び事案に応じた当てはめを行うことを求めるものである。

設問2は、集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣が問題になり得る事例を題材として、集合動産譲渡担保及び所有権留保という非典型担保の効力について、事案を分析して、法的に論述する能力を試す問題である。非典型担保に関する判例法理についての基本的な理解を問うだけでなく、非典型担保の法的構成や物権変動論への理解を組み合わせ、事案に応じた分析及び法的思考に基づく結論を説得的に論述することが求められる。

第1 設問1

1 本件ワイン売買契約の解除の可否

(1) 本件ワイン売買契約(民法、以下法令名省略)555条)を、債務の全部の履行が不能(412条92.1項)であるとして無催告解除(542条1項1号)できるとAは主張する。コンパクトに整理されており好印象です。また、条文も指摘できており良いです。

(2) 本件ワインの引渡債務は履行不能(412条92.1項)といえるか。

ア 契約その他債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能である時は、履行不能となる(412条92.1項)。

イ 本件ではワインの取扱いをしているAが売り物として購入したワインが目的物であり、これが飲用に適さない程度にまで劣化しているため、取引上の社会通念に照らして履行不能であるといえる。履行不能の指摘も端的でよい。もはや売り物とならずです。

(3) Bの反論 論点を拾得しておりGOODです。

ア 令和3年8月30日未明、甲隣接の家屋において、落雷を原因とする火災により甲の電配電設備が故障したことで上記事象が発生しているため、Bの責めに帰すとはできず、解除は認められないという反論が考えられる。

しかし、双務契約における解除権は、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放するための手段として存在しているため、解除の要件において債務者の帰責事由の存在は除外視される。そのため、債務者の帰責事由は解除の要件とならない。

イ したがって、Bの反論は認められない。これはどのような意味でしょうか。

(4) 本件ワイン売買契約の解除は認められる。

2 本件貸借契約の解除の可否

(1) 本件ワイン売買契約(555条)の全部の債務が履行不能なとして、本件貸借契約(601条)の解除(542条1項1号)ができるとAは主張する。

問題点も指摘できており良いです。また、賃貸借契約の貸す債務は問題ないことも指摘できるとなによりです。

(2) これに対し B は、本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約は別個の契約であり、前者の解除が可能だからといって後者解除をすることはできないと反論する。

了。たしかに両者は別個の契約である。しかし、同一当事者間の債権債務関係から、2つ以上の契約からなる場合でも、それらの目的が相互に密接な関連性をもち、社会通念上、いずれかの契約のみ履行されたとして当該契約総括の目的が全体として達成しないと認められる場合は、いずれか一方の債務不履行を理由に、その債権者は法定解除権の行使をすることができ、両契約の解除をすることができるとする。

イ AB間の契約関係である本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約は別個の契約であるが、両者の目的は、~~冬季~~ 冷蔵庫甲に保管中のワイン1万本を売買を行うために

適切な規模・保管場所として、AがBに甲の賃借を申し出す結果もであり、

密接関連とはどのような意味かもう一度確認するとよいと思います。

この保管という点で相互に密接に関係している。そして、本件ワイン売買契約が解除

されれば本件賃貸借契約の履行も不可能になるから、前述(第1.1(2))のとおり、

や取り扱わなければならない旨としたワインをわざわざ甲を借りてまで保管する意義はなく、

社会通念上、売るためのワインの保管という本件賃貸借契約の目的が全体として達成

されないと認められる。よって、本件ワイン売買契約の債務不履行を理由に、解除権(542

条1項1号)を行使して本件賃貸借契約の解除もすることができ。

第2 設問2 小問1

1 Cは、AC間の~~本~~本件譲渡担保契約について、有効性を主張できるか。

(1) 本件譲渡担保契約は①～③の内容から、Cに対して占有改定の方法で引渡す

第三者に相当な価額で譲渡する、同質同品種の酒類を内に補充するなど、集

合物の構成物が随時変動していく流動動産を目的とする譲渡担保である。さ

すが集合物と目的とする譲渡担保料設定契約の有効性。

①種類②所在場所③量的範囲を指定するなど、何らかの方法で目的物の範囲

か特定されている限り、集合物という1つの物を目的とする譲渡担保として有効である

イ 流動動産譲渡担保の有効性

流動動産の場合は、譲渡担保設定時契約時に占有改定がなされている限り、その効力は、集合物としての同一性が維持されている限り、新たにその構成部分となった動産にも及ぶ。

(2) 本件では、目的物は倉庫内にある全ての酒類であり、またアルコール分10%以上の飲料をいうと、所在場所、量的範囲について指定があり、目的物の範囲は特定されている。また、本件譲渡担保契約を締結したとき、①でCに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法により目的物の引渡しが行われている。目的物の範囲が特定され集合物としての同一性が維持されていることにもよるが、①②③で示された場合には、①②③は同質同品同種の酒類を補充しており、

2 本件譲渡担保に対抗要件が具備されているか。これによりCは有効性を第三者に主張することができるか。

(1) 集合動産譲渡担保の対抗要件は、占有改定又は動産譲渡の登記である。集合物自体占有改定により、その後構成部分が変化しても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を含む集合物について、対抗要件具備の効力が及ぶ。

(2) 本件譲渡担保契約では、合意①により占有改定の方法で引渡すと明記されている。これによって、倉庫内にある酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的としてCに所有権が移転され、譲渡され、前述(第2条第1項第(2))から集合物の同一性が失われていないと分かるので、対抗要件具備の効力が倉庫内にある酒類全てに及ぶと認められる。

なぜ、同一性を失っていないのか論述できるとなおよかったです。
たとえば、丙倉庫に搬入されている等

(3) よって、Cは、本件譲渡担保の有効性について、第三者に対して主張することができる。

第3 設問2 小問2

1 Dは、小問1でCが第三者に対して主張した本件譲渡契約と担保契約の占有改定
2 でCに所有権が譲渡されたことに対して所有権（206条）で対抗おとこす。Dの
3 主張は認めらるわい。

4 2(1) 目的物、所有権は~~当~~、当該期間、売買代金完済までは売主に留保する旨の
5 定め（所有権留保特約付）が存在していた場合、当該定め、趣旨に
6 対して確保する手段を売主に与えるものであり、その限度で~~所有権を留保~~ 目的物の所有権
7 を留保するものであると解する事情の下では、所有権留保の目的物の所有権
8 は、売買代金の完済まで買主に移転せず、当該目的物について買主から譲渡
9 担保権の設定を受けた者は、その譲渡担保権を主張することからできないとすべし。

10 (2) ~~本件譲渡担保契約~~ 本件リース-売買契約の条項で②に代金の完済
11 をもて、本件リース-所有権がAからBに移転すると明記されており、令和3年11月10
12 日、BはAから1200万円を支払った代りに本件リース-引渡を求めていることか
13 ら、当該定め、趣旨に支払を確保する手段を売主に与えるものであり、代金債権の担
14 保として所有権を留保するものであると解することからできる。このような本件事情の下
15 では、目的物である本件リース-の所有権は、売買代金の完済をもってAに移転する。
16 もとも、Aは支払期日を過ぎても代金を完済していないのであり、占有改定で所
17 有権を取得したCの地位は変わらず、Dには担保権のみ残る。

18 (3) 対抗要件を有するCはDに優先して譲渡担保権を主張しているため、Dの主張は
19 失当である。DはCに対して~~所有権~~ 本件リース-所有権を主張することから

20 できない。
21 そこでGとしては、即時取得によって所有権が取得できないかという点に気づくことができ
22 ばなおよかったです
23 もっとも、現場の僕も気づけなかったもので、難しいかと思いますが、

以上

2025 年 3 月 22 日 A ゼミ、5 月 7 日 B ゼミ

民法

最優秀答案

回答者：M・A さん

第 1 設問 1

1 本件ワイン売買契約の解除の可否

(1)本件ワイン売買契約(民法、(以下法令名省略)555 条)を債務の全部の履行が不能(412 条の 2、1 項)であるとして無催告解除(542 条 1 項 1 号)できると A は主張する。

(2)本件ワインの引渡債務は履行不能(412 条の 2、1 項)といえるか。

ア 契約その他債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能である時は、履行不能となる(412 条の 2、1 項)。

イ 本件ではワインの取扱いをしている A が売り物として購入したワインが目的物であり、これが飲用に適さない程度にまで劣化しているため、もはや売り物とならず取引上の社会通念に照らして履行不能であるといえる。

(3)B の反論

ア 令和 3 年 8 月 30 日未明の甲隣接の家屋において、落雷を原因とする火災により甲の配電設備が故障したことで上記事情が発生しているのであり、B の責めに帰すことはできず、解除は認められないという反論が考えられる。

しかし、双務契約における解除権は、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放するための手段として存在している。よって、解除の要件において債務者の帰責事由の存在は度外視される。そのため、債務者の帰責事由は解除の要件とならない。

イ したがって、B の反論は認められない。

(4)本件ワイン売買契約解除は認められる。

2 本件賃貸借契約の解除の可否

(1)本件ワイン売買契約(565 条)の全部の債務が履行不能だとして、本件賃貸借契約(601 条)の解除(542 条 1 項 1 号)ができると A は主張する。

(2)これに対し B は、本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約は別個の契約であり、前者の解除が可能だからといって後者の解除をすることはできないと反論する。

ア たしかに両者は別個の契約である。しかし、同一当事者間の債権債務関係が、2 つ以上の契約からなる場合でも、それらの目的が相互に密接な関連性をもち、社会通念上、いずれかの契約のみ履行されたとして当該契約締結の目的が全体として達成されないと認められる場合は、いずれか一方の債務不履行を理由に、その債権者は法定解除権の行使をすることができ、両契約の解除をすることができるとすべき。

イ AB間の契約である本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約は別個の契約であるが、両者の目的は、冷蔵庫甲に保管中のワイン1万本の売買を行うために適切な規模の保管場所として、AがBに甲の賃借を申し出たものであり、ワインの保管という点で相互に密接に関係している。そして、本件ワイン売買契約が解除されれば本件賃貸借契約のみ履行されることになるが、前述(第1.1(2))のとおりもはや売り物とならないほど劣化したワインをわざわざ甲を借りてまで保管する意味はなく、社会通念上、売るためのワインの保管という本件賃貸借契約の目的が全体として達成されないと認められる。よって、本件ワイン売買契約の債務不履行を理由に、解除権(542条1項1号)を行使して本件賃貸借契約の解除もすることができる。

第2 設問2 小問1

1 Cは、AC館の本件譲渡担保契約について、有効性を主張できるか。

(1)本件譲渡担保契約は①～③の内容から、Cに対して占有改定の方法で引き渡す、第三者に相当な価額で譲渡する、同質同品の酒類を丙内に補充するなど、集合物の構成物が随時変動していく流動動産を目的とする譲渡担保である。

ア 集合物を目的とする譲渡担保設定契約の有効性

①種類②所在場所③量産範囲を指定するなど、何らかの方法で目的物の範囲が特定されている限り、集合物という1つの物を目的とする譲渡担保として有効である。

イ 流動動産譲渡担保の有効性

流動動産の場合は、譲渡担保設定契約時に占有改定がされていれば、その効力は、集合物としての同一性が維持されている限り、新たにその構成部分となった動産にも及ぶ。

(2)本件では、目的物は倉庫丙内にある全ての酒類であり、またアルコール分1%以上の飲料をいうと、所在場所、量的範囲について指定があり、目的物の範囲は特定されているといえる。また、本件譲渡担保契約を結ぶにあたり、①でCに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって目的物引渡しが行われている。③は同質同品種の酒類を補充しており、目的物の範囲が特定され集合物としての同一性が維持されていることにもかんがみて、①②の他③で補充された分についても有効性を主張することができる。

2 本件譲渡担保に対抗要件が具備されているか。これによりCは有効性を第三者に主張することができるか。

(1)集合動産譲渡担保の対抗要件は、占有改定又は動産譲渡の登記である。集合物自体の占有改定により、その後に構成部分が変化したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を含む集合物について、対抗要件具備の効力が及ぶ。

(2)本件譲渡担保契約では、合意①により占有改定の方法で引渡すと明記されている。したがって、倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、前述(第21(2))から集合物の同一性が失われていないと分かるので、対抗要件具備の

効力が倉庫丙内の酒類全てに及んでいると認められる。

(3)よって、Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができる。

第3 設問2 小問2

1 Dは、小問1でCが第三者に対して主張した本件譲渡担保契約の占有改定でCに所有権が譲渡されたことに対して所有権(200条)で対抗するところ、Dの主張は認められるか。

2(1)目的物の所有権は、当該期間の売買代金完済までは売主に留保される旨の定め(所有権留保特約付き)が存在していた場合、当該定め趣旨が支払を確保する手段を売主に与えるものであり、その限度で目的物の所有権を留保するものであることと解される事情の下では、所有権留保の目的物の所有権は売買代金の完済まで買主に移転せず、当該目的物について買主から譲渡担保権の設定を受けた者は、その譲渡担保権を主張することができないとすべき。

(2)本件ウイスキー売買契約の条項で②に代金の完済をもって、本件ウイスキーの所有権がDからAに移転すると明記されており、令和3年11月10日、DはAが1200万円を支払わない代わりに本件ウイスキーの引渡を求めていることから、当該定め趣旨が支払を確保する手段を売主に与えるものであり、代金債権の担保として所有権を留保するものであると解することができる。このような本件事実の下では、目的物である本件ウイスキーの所有権は売買代金の完済をもってAに移転する。もっとも、Aは支払期日を過ぎても代金を完済していないのであり、占有改定で所有権を取得したCの地位は変わらず、Dには担保権のみ残る。

(3)対抗要件を有するCはDに優先して譲渡担保権を主張できるため、Dの主張は失当である。DはCに対して本件ウイスキーの所有権を主張することはできない。

以上